

令和元年8月受診分より、自動償還制度が始まっています

## 重度心身障がい者(児)医療費助成の申請忘れはありませんか？

沖縄県内の各医療機関や薬局等での受診の際に、窓口にて健康保険証と重度心身受給資格者証を提示し、医療費の自己負担分を全額支払うと、診療月から3か月後の25日(土日・祝日の場合はその前日)に登録された口座へ自動的に助成金が振り込まれます。

- ※ 原則3か月後の振込ですが、医療機関等に照会がある場合は、さらに時間がかかることがあります。
- ※ 振込通知は送付していません。通帳記帳等でご確認ください。

**ただし、以下の場合は窓口にて医療費助成の申請をする必要があります。申請期間は、診療月から1年以内です**(例 令和元年8月受診分は、令和2年8月31日までに申請が必要です)。医療費の申請漏れがないか、再度ご確認ください。

### ●自動償還制度が利用できない場合●

1. 沖縄県外の医療機関等を利用した場合
  2. 自動償還に対応していない医療機関等を利用した場合(対応している医療機関については、沖縄県のホームページで確認していただくか、医療機関等に直接ご確認ください)
  3. 受給資格者証を提示せず、受診した場合
  4. 自己負担額に未納がある場合
- ※完納後、領収書等必要書類を持参し窓口にて申請してください。

お問い合わせ 健康支援課 障がい支援係 ☎098-945-5013

### 児童扶養手当・特別児童扶養手当受給者の皆様

## 現況届の提出が必要です!

児童扶養手当および特別児童扶養手当受給者は、引き続き手当を受ける要件を満たしているかを確認するために現況届(特別児童扶養手当については「所得状況届」)の提出が必要です。期限内に現況届の提出がない場合は、1月定期支払い(特別児童扶養手当は11月定期支払い)が遅れる場合があります。また、届出がない場合、11月分以降(特別児童扶養手当は8月分以降)の手当てが受けられなくなります。必ず期限内に届出してください。

受付日程	受付期間	場 所	受付時間
特別児童扶養手当	8月12日(水)～ 8月13日(木)	西原町役場 交流センター 会議室	9:30～11:00
児 童 扶養手当	8月14日(金)～ 8月21日(金) ※土・日を除く		13:30～15:30 ※時間厳守

※上記手当が2つとも該当している方は、8月12日から21日までの期間で同時に届出ができます。  
※受付時間を過ぎた場合、受付することができませんので、必ず受付時間内に余裕を持ってお越しください。

### ひとり親世帯臨時特別給付金について

ひとり親世帯を支援するため、給付金が支給されます。詳しくは、現況届の案内文書に同封されているチラシ、または町ホームページをご確認ください。

【お問い合わせ】 こども課 子育て支援係 ☎098-945-5311

8月初旬頃に対象者へピンク色の封筒で通知書を発送します。必要書類等内容をよくご確認の上、手続きの際にお持ちください。

※「母子及び父子家庭等医療費助成」の現況届も、同時に行います。



## 保育所及び幼稚園の保育料の切り替え

保育料は毎年9月が切り替え時期です。9月分以降の保育料については、令和2年度の町民税(所得割額)をもとに保育料の見直しを行います。9月分から保育料に**変更の生じる方のみ**8月中旬に通知を送付します。

4月～8月分 令和元年度の所得割額で算定 / 9月～3月分 令和2年度の所得割額で算定

- ※1 世帯内で平成31年中の収入につき未申告の方がいる場合、正しい保育料の算定ができないため、9月分以降の保育料は最高階層で仮算定されます。
- ※2 父母の収入だけで生計が成り立たないと認められる(生活保護基準額を下回る)場合は、同居者の課税額を合算して保育料を算定することになります。
- ※3 満3歳児以上の児童については、見直しに伴い副食費が発生することがあります。

### 寡婦(夫)控除のみなし適用の申請をお忘れなく!

#### ①寡婦(夫)控除のみなし適用とは?

婚姻歴のないひとり親家庭には税法の定める寡婦(夫)控除が適用されませんが、保育料の算出においては寡婦(夫)控除があるものとみなして負担の軽減を図ります。

#### ②対象者

「婚姻によらずにひとり親となった方」のうち、公立保育所および認可保育園の保育料が発生(2-2階層以上)している方。原則令和元年12月31日現在の状況で確認します。

お問い合わせ こども課 保育所係 ☎098-945-5311

令和2年度ファミリーサポートセンター 第9回子育てサポーター養成講座

## あなたも子育てゆいま～るの輪で、ちよこっとボランティアしてみませんか?

**日 程** 令和2年9月9日(水)・10日(木)・16日(水)・17日(木)の4日間  
**時 間** 9時30分～17時(昼食時間含) ※若干変更有り  
**会 場** 西原町役場・西原町中央公民館調理実習室  
**内 容** 保育の心・子どもの心の発達・子どもの遊び/世話・子どもの身体の発育と病気・小児看護の基礎知識・栄養と食生活(実習)・安全など

**定 員** 10名(定員に達し次第締め切り)

**受講料** 無料(テキスト代込み)

**対 象** 心身共に健康で全日程受講できる方

※どうしても全日程参加出来ない場合は、次回補講となります。

### ファミリーサポートセンターとは

「子育ての手助けをしてほしい人」と「子育てのお手伝いがしたい人」が会員となり、地域で行う相互援助活動を組織化したものです。育児支援の為に子どもの一時預かりや保育施設への送迎、病児・病後児の預かりなど…地域の方々の力を借りて、子育てママ・パパを有償ボランティアで応援します。

- ◎子育ての合間でサポートしてみたい
  - ◎仕事が入っていない日にサポート出来るかも…
  - ◎定年退職したから余った時間をサポートしようかしら
  - ◎自分も助けて貰ったお返しをしたい
- …などなど、子育てサポートに興味のある方々「ちよこっとボランティア」してみませんか?

お問い合わせ

与那原・西原・中城ファミリーサポートセンター ☎098-988-1914

## ベビースクールについてのお知らせ

令和2年度ベビースクールについて2点お知らせがあります。

- ① ベビースクールIとIIについては、材料費として1回200円をいただきます。
- ② 新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、当面の間以下の対策を行います。

	内 容	当面の対応
ベビースクールI	離乳食実習	乳児健診に出張し、離乳食についての説明や試食等を行います。
ベビースクールII	タッチケア	新型コロナ感染症等拡大防止のため、内容の一部縮小や受講人数の制限を行います。 ※予定人数を超える場合は抽選となります。
ベビースクールIII	リカバリー体操	

なお、今後の新型コロナウイルスの流行状況によっては中止の可能性がありますので、ご理解とご協力をお願いします。中止の場合は西原町ホームページにて周知しますのでご確認ください。

お問い合わせ

健康支援課 保健予防係 ☎098-945-4791

## 『家族信託』



中頭郡西原町字桃原85番地  
☎(098)945-9268  
司法書士 宮城事務所